

業務指示書（小規模）

エジプト国カイロ大学小児病院外来診療施設建設設計画準備調査（その2）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

・ 本指示書に係る質問期限：2014年1月29日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa, Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年2月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ）認めません。

（○）認めます。

（ ）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

()全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○)以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

()次の団員については補強を認めません。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：病院建設・整備に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：病院建設・整備に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計/設備計画】

- 1) 類似業務の経験：病院建設設計・設備に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（エジプト 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画】

- 1) 類似業務の経験：医療機材計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年2月7日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (O) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
中東地域における32%とします。
なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいは
これに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等
における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(EGP1 = 15.186 円, US\$1 = 104.71 円, EUR1 = 143.300 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (O) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

- (2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/建築計画
建築設計/設備計画
機材計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.20 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年2月20日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (O) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・ [直接経費]・[直接人件費]・[その他原価]・[一般管理費等]の費目間流用はできず、
[直接経費]・[直接人件費]・[その他原価]・[一般管理費等]のそれぞれの費目において
増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、
必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

[直接経費]・[直接人件費]・[その他原価]・[一般管理費等]の費目間の流用はできない。
ただし、[直接経費]内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認(調達部契約課の合議が必要)

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表
エジプト国カイロ大学小児病院外来診療施設建設計画準備調査（その2）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任/建築計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計/設備計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 機材計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 要請の背景・経緯

エジプトにおける母子保健を取り巻く状況は改善されてきてはいるものの、5歳未満児死亡率21（出生千対）、乳幼児死亡率18（出生千対）（UNICEF：2011年）と未だ改善が求められる状況である。カイロ大学小児病院は、我が国の無償資金協力により1982年に建設されて以来、エジプトにおける小児医療専門のトップレファラルの公的医療機関かつ教育機関として貧困層に対する小児医療サービスの中核的役割を担ってきた。同病院は日本の対エジプト協力におけるシンボル的な位置づけになっており、現地で「日本病院」として親しまれてきた。しかし、近年における急激な人口増加、都市集中により、高い技術と優れたスタッフを有する同病院へ患者が全国から集中し、外来患者数は設計収容人員のキャパシティを超えて現在も増え続けている状況であり、病院機能に負担がかかっている。また、同病院は大学付属病院として教育機能の拡充を図ることが求められているが、施設の不足から十分な教育・研修機能を果たせない状況である。このような状況の中、エジプト政府は研修機能をもつ新たな外来診療棟を建設する計画を策定し、我が国に対して無償資金協力「カイロ大学小児病院外来患者病棟建設計画」を要請した。

これを受け、要請内容の必要性、妥当性等を検証するために、予備調査を2008年11月上旬から12月上旬まで実施した。調査の結果、研修・リハビリ機能を備えた内科診療に特化した外来診療棟の建設および同施設への機材調達として要請されることとなった。その後、同調査結果を踏まえ、協力準備調査（基本設計）（以降同調査を協力準備調査1と示す）を2009年度に行った。

ところが、2009年4月の国会においてカイロ首都圏に建設する建物には駐車場設置義務が決議され、①駐車場設置義務の緩和措置を取り付ける必要性が生じた。同時に、必要な機能をもった外来診療棟を建設予定地に建設するためには②建蔽率の緩和および③高さ制限緩和措置を取り付ける必要が生じた。2009年11月にはカイロ県知事から③建物の高さを36mまで緩和する旨回答を取り付けたが、その後、2010年9月にカイロ県知事よりも高位であるSupreme Council for Planning and Urban Developmentより③高さ制限を28mに緩和する旨記載されたレターが接到した。これを受け、緩和措置の内容が不明瞭となり、設計の大幅な変更が必要となる危険性が生じたため、緩和措置の内容が明らかになるまで概略説明調査の派遣を延期することとなり、2010年7月に一旦調査を終了した。その後、2011年10月にカイロ県知事から協力準備調査1において作成した設計図に対する建設許可が出され、①の駐車場および②の建蔽率に関する許可が得られたが、高さ制限については不明なままであった。その後、2013年11月に国際協力省より「閣議において高さを36mに緩和する旨確定した」という内容のレターが接到し、①～③の緩和措置が得られたことから、調査を再開することになった。

現地調査から4年以上が経過しており、病院を取り巻く環境の変化（当初計画に入っていた内科8科のうち4科（心筋症科、不整脈科、皮膚科、精神科）はすでに同じカイロ大学のMounira病院へ移設されている）、要請内容の変化（当初内科8科を新外来診療棟に移設する予定であったが、カイロ大学小児病院長は外科も含めるすべての外来診療18科を新外来診療棟に移設したい意向を新たに示している）等が発生しているところ、再度協力準備調査（以降協力準備調査2と示す）を行う。本調査は、要請内容を改めて確認し、要請内容の必要性、妥当性を再確認の上、改めて無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費の再積算を行うことを目的とする。

2. プロジェクト概要

- (1) 上位目標： エジプトにおける小児医療サービスが向上する。(協力準備調査1に基づく)
- (2) プロジェクト目標： カイロ大学小児病院における外来診療サービスの質が向上するとともに、研修の拡充により医療従事者の人材育成に貢献する。(協力準備調査1に基づく)
- (3) 期待される成果：
- ・ 外来患者数、外来患者に対する検査・診断数、外来リハビリテーション患者数が増加する
 - ・ 医療研修の規模が拡大する
- (4) プロジェクトの成果指標
成果指標(数値)： 調査結果を踏まえ検討する。
- (5) プロジェクト内容
- 1) 我が国への要請内容(協力準備調査1における合意内容)：
- ①施設建設：
外来診療施設(7階建て。約3,500平米)
 - ・ 外来診療部門(リウマチ熱科、心筋症科、不整脈科、アレルギー科、呼吸器内科、膠原病科、皮膚科、精神科)
 - ・ 検査・診断部門(臨床検査機能：生化学検査、血液検査、一般検査、生理検査機能：心臓超音波検査、腹部超音波検査、心電検査、筋電検査、画像診断機能：X線一般撮影)
 - ・ 外来リハビリテーション診療部門
 - ・ 研修部門(研修室、医学実習室)
 - ・ 一般共用部門(駐車場、階段、エレベーター、トイレ等)
- ②機材：
外来診療用標準機材、リハビリテーション用機材、生理機能検査機材、超音波診断検査機材、放射線検査機材、臨床検査機材、内科的処置関連機材、研修用機材等
※なお、協力準備調査1実施後、4年が経過しており、要請内容に変更が生じている。
- 4) 相手国側投入計画：
 - ・ 土地の確保、既存施設の撤去及び整地
 - ・ 機材の維持管理、機材の使用・維持管理等に必要となる人員の配置
 - ・ 人件費、研修費等の予算措置
 - ・ 免税措置
- (6) 対象地域(サイト)： カイロ市
- (7) 関係官庁・機関
主管官庁： カイロ大学(Cairo University)
実施機関： カイロ大学病院統括部およびカイロ大学小児病院(Cairo University Specialized Pediatric Hospital)
- (8) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助内容
- 1) 技術協力プロジェクト
 - ①1983～1989 カイロ大学小児病院プロジェクト
 - ②1994～1996 カイロ大学小児病院プロジェクトフェーズ2
 - ③1999～2002 エジプト小児救急医療プロジェクト
- 2) 無償資金協力
 - ①1981～1982 カイロ大学付属小児病院建設計画

- ②1986～1988 カイロ大学付属小児病院拡充計画
- ③1995～1996 カイロ大学小児病院改修計画

3. 業務の目的

協力準備調査 1 から 4 年以上が経過しており、病院を取り巻く環境の変化、要請内容の変化等が発生しているところ、要請内容を再確認した上で、本プロジェクトの必要性・妥当性を再確認し、無償資金協力案件として最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務はエジプト政府から要請のあった「カイロ大学小児病院外来診療施設建設設計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がエジプト側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針および留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①要請内容および病院を取り巻く環境の変化を確認し、要請内容の妥当性を検討の上、基本事業計画についてエジプト政府と合意するための現地調査、②概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な協議、情報収集等を行うための現地調査、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の計 3 回の渡航を予定している。

(2) 既存資料の活用

本計画の背景に関しては、同病院に関する過去の無償資金協力報告書、協力準備調査 1 において作成された概略設計概要書、概算事業費積算概要資料、機材仕様書（案）等を十分に活用し、調査の重複を避ける。

(3) 施設計画・設計の条件

2011 年 10 月にカイロ県知事から協力準備調査 1 において作成した設計図に対する建設許可が発出され、2013 年 11 月に国際協力省より「閣議において高さを 36m に緩和する旨確定した」という内容のレターが接到しているところ、本調査においては、これらの許可に準拠した施設計画を策定する。なお、本調査においては既に取得している建設許可の有効性および更新の必要性について確認する。また、近隣住民の合意取得の必要性についてもあわせて確認する。

(4) 施設計画

- 1) 協力準備調査 1 においては、内科系外来診療科 8 科を新外来診療棟に移設することで合意していたが、その後、同 8 科のうち 4 科は同じカイロ大学の El-Mounira 病院へ移設された。カイロ大学小児病院と、カイロ大学医学部所管のカイロ市内の他小児関連病院 (El-Mounira 病院や小児総合病院等) との機能分担を確認し、計画に反映させる。
- 2) 協力準備調査 1 実施後、カイロ大学小児病院は外来診療 18 科すべてを新外来診療棟に移設する意向を示している。これらの診療科の受診患者数、今後の予想患者数、現在の診療日数、今後の診療計画、医療従事者の配置等を確認した上で、適切かつ妥当な

施設計画および病院運営計画を提案する。

- 3) 建設予定地はカイロ大学小児病院本体と徒歩3分の場所にあることから、患者の導線や病院のスムーズな運営計画に配慮した妥当かつ適切な施設計画・病院運営計画につき提言を行う。また、本体から建設予定地が離れているため新外来診療棟はある程度独立した機能をもった診療棟とする必要があるところ、移設する診療科に必要な付随機能（検査、リハビリ等）の規模等についても確認を行い、適切かつ妥当な施設計画を提案する。
- 4) カイロ大学小児病院の教育病院としての研修機能（対象者、研修内容、受講人数、講師数、今後の研修計画等）を再確認し、施設計画に反映させる。
- 5) 新外来診療棟が建設された後の既存病院の活用計画について確認を行い、既存施設、新設施設をあわせた総合的な病院の運営計画を確認し、その妥当性につき確認する。
- 6) 施設計画に関しては、現地の自然条件・立地条件に十分配慮した施設計画とする。
- 7) 既存施設の状況、同病院の運営状況（予算、人員、患者数、外来診療数、診療内容、手術件数、検査件数等）、組織・実施体制、運営・維持管理体制を再確認し、エジプト側の実施能力を見極め、妥当かつ適切な施設計画を提案する。

（5）機材計画

機材計画については、協力準備調査1の情報を十分活用しながら、既存機材の状況、要請機材の活用計画等を再確認し、維持管理に係る予算措置、人員配置を踏まえて適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう協力機材の品目、必要数量、優先度の再検討を行う。

（6）技術的支援

保健医療サービスの質向上の観点から、ソフコンおよび技術協力（臨床技術向上に係る研修や医療機材保守・管理等に関する研修等）の必要性について検討する。

（7）相手国側負担事項について

建設予定地の造成、電気・上水道設備の引き込み等に加え、建設作業のための仮設ヤードの確保や既存施設から新外来診療棟への既存機材の移設等についても確認を行う。

（8）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

（9）治安

対象サイトの治安状況については、JICAエジプト事務所および日本大使館を始めとする関係者から情報を入手し、プロジェクト実施のための前提条件および安全対策の有無、実施上の留意点を確認する。

(10) 設計・積算における参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(補完編・別冊含む)に従うこととする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料(設計総括表、積算総括表等)の作成を行う。

(11) 報告書作成における参考マニュアル

報告書・提出物等の作成にあたっては、「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2012年11月改訂版)(以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する)に従うこととする。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書および関連資料(予備調査報告書、協力準備調査1において作成した概略設計概要書、概算事業費積算概要資料等)の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・協力準備調査1からの経緯・要請内容の再確認

1) 保健セクター、カイロ小児病院現況調査

協力準備調査1において作成した概略設計概要書等に記載の保健セクターの状況やカイロ小児病院を取り巻く状況からの変更の有無および現在の状況、カイロ大学医学部所管の他小児関連病院(EI-Mounira病院や小児総合病院等)との役割のデマケ等について再確認する。

2) 要請内容の確認

先方との協議を通じ、要請内容を再確認し、その背景、目的、内容、先方実施体制(組織・予算等)、カイロ大学医学部の方針、カイロ大学小児病院の病院運営計画、また、要請コンポーネントの優先順位等を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

協力準備調査1において作成した概略設計概要書等に記載の実施体制(各担当機関の役割、大学の組織、大学総括部の組織、人員体制、財政・予算、技術水準等)からの変更点の有無、現在の状況について改めて確認する。

(5) 建設許可の確認

既に取得している建設許可の有効性および建設許可の更新の必要性、建設許可更新に係る所要時間・手続きや問題の有無等について、JICAエジプト事務所とともに関係機関に確認する。

(6) 自然条件調査

施設建設予定地の地形測量・地質調査および地盤調査を実施する。なお、本施設は高層建屋のため、杭基礎の可能性が高く、ボーリングは複数本必須とする。また、自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

過去において実施した適切かつ妥当な地形測量及び地質調査の結果入手できる場合はこの限りではない。

(7) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、概略設計を行う。なお、概略設計には最低以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、事業内容の基本計画（施設計画、設備計画、機材計画）を検討する。

3) 概略設計図

4) 施工・調達計画

- ・施工方針／調達方針
- ・施工上／調達上の留意事項
- ・施工区分（敷地造成、電気・上水道設備の引き込み等先方負担工事との区分）・調達・据付区分
- ・施工監理計画／機材調達監理計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・初期操作指導・運用指導計画
- ・実施工程

(8) 相手国側負担事業の概要

相手国負担事項（敷地確保、敷地造成、電気・上水道設備の引き込み、仮設ヤードの確保、既存機材の移設等）並びにエジプト政府の免税措置を整理する。

(9) プロジェクトの運営・維持管理計画

カイロ病院の運営維持管理計画について再確認を行う。

(10) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、既に作成済みの概略事業費概要書を参考とすること。

1) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

また、第三国調達の可能性についても検討する。

2) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ① 実施時期
- ② 事業費（総事業費及び内訳）
- ③ 概略の仕様
- ④ 入札方法（P Q基準、国際入札／国内入札等）
- ⑤ 契約条件（総価方式／B Q方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ⑥ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

（1 1）協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

（1 2）プロジェクトの評価

プロジェクトの評価の妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

（1 3）技術的支援の必要性の確認

保健医療サービスの質向上の観点から、ソフコンおよび技術協力（臨床技術向上に係る研修や医療機材保守・管理等に関する研修等）の必要性について検討し、提案する。

（1 4）国内解析

1) 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

2) プロジェクト内容の計画策定（概略設計）

帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネントの概略設計方針について関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論も踏まえて必要な解析・検討を行い、概略設計概要書、概略事業費積算内訳書および機材仕様書（案）を作成する。

設計精度については、施設に関しては概算事業費の積算において算出される事業費と詳細設計の結果算出される事業費との差が±10%以内に収まるような精度を、機材については入札に対応できる精度を確保する。

（1 5）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(16) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をエジプト政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(17) 準備調査報告書等の作成

エジプト政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

- 1) 業務計画書 : 和文 3 部
- 2) インセプション・レポート : 和文 8 部
 英文 10 部
- 3) 現地調査結果概要 : 和文 8 部
- 4) 準備調査報告書（案） : 和文 8 部
 英文 10 部
- 5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文 2 部
 （※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む）
- 6) 機材仕様書 : 和文 3 部
 英文 4 部
- 7) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
 （※完成予想図を含む）
- 8) 準備調査報告書 : 和文（製本版）8 部及び CD-R 1 枚
 英文（製本版）16 部及び CD-R 3 枚
 和文（簡易製本版）2 部及び CD-R 1 枚
- 9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010 年 6 月）」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における

報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。
注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2014年4月上旬より現地調査Ⅰ、同5月下旬から現地調査Ⅱ、同10月上旬に現地調査Ⅲ（報告書（案）説明調査）を実施することを想定する。同11月中旬までに概略事業費（無償）積算内訳書、概要資料、準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査期間：

全体：12.21 M/M

(2) 調査団員構成

- 1) 業務主任／建築計画（2号）
- 2) 建築設計／設備計画（3号）
- 3) 機材計画（3号）
- 4) 調達計画／積算（4号）
- 5) 施工計画／積算（4号）
- 6) 病院運営計画（3号）

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 配布資料／貸与資料

- ・「エジプト・アラブ共和国 カイロ大学小児病院外来患者病棟建設計画予備調査報告書」
- ・協力準備調査1の関連資料
 - ・現地調査結果概要
 - ・概略設計概要書
 - ・自然条件調査結果
 - ・建設許可関連レター

4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 現地調査Ⅰ

1) 団員構成：

総括（JICA）

技術参与／病院施設設計画（独立行政法人国立国際医療研究センター）

計画管理（JICA）

2) 調査行程：約7日間

3) 調査目的：

本プロジェクト内容の大枠および調査実施方法について先方実施機関と合意し、これを協議議事録に取りまとめる。

(2) 現地調査Ⅱ

官団員の参加は想定しない。

(3) 報告書案説明調査

1) 団員構成：

総括（JICA）

計画管理（JICA）

2) 調査行程：約7日間

3) 調査目的：

準備調査報告書（案）について、先方実施機関の基本的な同意を得、これを協議議事録に取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

(1) 地形調査

(2) 地質調査

(3) 地盤調査

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-5および様式-6を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。

以上